



基本目標 1

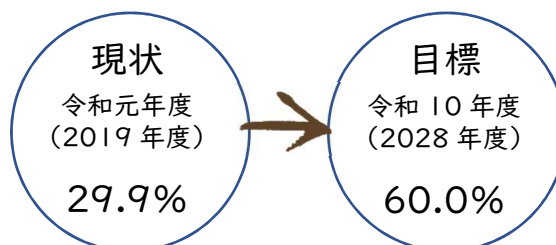
身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

本市では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の活動など、さまざまな人や団体が身近な地域で支え合いの取組を行っています。さまざまな課題を抱えながら、誰にもつながらず、もしくは必要な支援を拒否するなどして、地域で孤立している人や世帯があります。その中で、少しでも多くの人があわ寄せに暮らせるように、安心できるように、楽しんで生活できるようにと、日々地域活動にいそしむ人は多く、八尾の地域力、市民力はまさにおせっかいの塊であるといえます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大により、地域の活動が一斉に止まり、そこでつながっていた地域のひとり暮らし高齢者等の孤立リスクが高まるなど、地域活動に大きな影響が出ました。今後は、このコロナ禍で経験したことを生かし、地域を舞台にさまざまな人や団体が行っているこの「おせっかい」活動をもっともっとパワーアップさせるため、社協や出張所、人権コミュニティセンター（隣保館）などが、新たな事業展開や環境整備を地域とともに進めていきます。そして、すべての人があわ寄せを感じるまちにするため、地域を拠点とするあらゆる機関、あらゆる人が支え手・受け手の関係を超えて、つながり、支え合う基盤づくりを行っていきます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域での福祉活動が
活発だと思える市民の割合
(市民意識調査)



現状

- 地域活動をしている人の多くは楽しいと感じているのに担い手が増えない。
⇒活動の楽しさが伝わっていない。
- 福祉に関する情報が入手できていない人が多い。
⇒世代に合った情報発信ができていない。こどもたちが地域福祉にふれる機会が少ない。
- 調査結果から“障がい”に対する理解が進んでいるとはいえない。
⇒日常的に考える機会や当事者と関わる機会が少ない。

課題

- 地域活動の魅力を広く周知する必要がある。
- 各世代に届く内容や手法で情報発信をする必要がある。
- 福祉を身近に感じる機会を増やす必要がある。
- 福祉や人権に対する理解を深める必要がある。

具体的な取組① 地域福祉のおもしろさを拡散する

地域には、たくさんの「福祉」にかかわる仕事や活動がありますが、その活動や情報は、限られた人にしか知られていなかったり、限られた範囲で実施されていたりして、その魅力は広く知られていない状況です。

地域福祉が「身近にあること」「頼れる味方であること」「おおきなやりがいがあること」など、地域福祉の魅力をさまざまな場面や機会をつくり、発信していきます。

取組み内容



- 「地域福祉」が目に入る機会を増やす
- 地域福祉の「プラットフォーム」をつくる
- 地域福祉の「広告塔」をつくる

具体的な取組② 福祉のこころを育てる

次代を担う子どもたちに、福祉活動を知ってもらい、その大切さを感じ、地域福祉の担い手として、活動してほしいという思いを持っている人がたくさんいます。

他人に対して無関心である人が増えている中、さまざまな人が社会にいて、また相手を思いやる行動を幼い頃から身近に感じ、学ぶ場や機会を増やしていくことが必要です。

子どもだけでなくすべての市民が、身近な地域の課題を解決する力を育てていくための福祉教育を進めていきます。

取組み内容



- さまざまな人がつどい学べる場をつくる
- 地域の人が子どもたちの福祉の芽を育てる

具体的な取組③ 人権の視点に立った地域をつくる

人権尊重は、生活をする上で、最も基本となる意識です。ともに生きていく社会をめざしていくため、差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、地域で活動するすべての主体が、ともに理解し合い、認め合える地域づくりを行います。

取組み内容



- 多様性を理解する機会を増やす
- 人権福祉教育をひろめる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
さまざまな人がつどい学べる場の 修了者数	— 令和元年度 (2019年度)	100人 令和10年度 (2028年度)

1 - (2) 地域力向上に向けた支援

現状

- 地域活動が定番化しており、コロナ禍での活動に苦慮している。
⇒地域のニーズや社会情勢に合わせた柔軟な取組がしにくい。集まりにくい状況のもとでは、地域の中だけではアイデアが出にくい。
- 楽しく活動している福祉関係者は以前よりも増加。一方、半数以上が活動を負担に感じている。
⇒負担感が先行し、新たな担い手につながらない。
- 知られていない地域活動が多い。
⇒活動する人のモチベーションが維持しにくい。

課題

- 地域活動の幅をひろげるように支援する必要がある。
- 活動の負担感を減らし、モチベーションを上げる必要がある。
- アイデアを形にして、よい取組を他の地域にも拡散する必要がある。

具体的な取組① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する

地域では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の見守り活動など、さまざまな個人や団体が支え合いの取組を行っています。

地域がアイデアを出し合い「やってみたい」「やってみよう」と思ったことが実現できるよう、社協や地域拠点である出張所などを通じて、さまざまな社会資源を巻き込みながら、ともに地域の夢の実現を行います。

取組み内容



- 地域活動をする人や団体に光をあてる
- 大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる
- 地域福祉活動のスタートダッシュを応援

具体的な取組②

地域づくりのプロフェッショナルをつくる

地域には、歴史、自然、文化などの地域資源や「地域づくりの知恵やノウハウ」など、そこにしかない魅力や強みがあります。それらの地域特性やニーズを把握し、適切に地域活動へ反映していくなど、必要な地域支援スキルを高めるとともに、地域間の交流を深め、お互いの活動を高めていくため、社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターなどによる地域支援の充実を図ります。

取組み内容



- 社協コミュニティワークの充実
- 地域づくりのコーディネーターのプロをつくる

具体的な取組③

地域福祉活動の見せる化

地域活動は、それぞれの団体や地域で行われるため、他の活動内容を知る機会がありません。それぞれの団体や地域が自らの活動を見せ合い、比べたり、ほめあったりすることで、地域のモチベーションを高め、さらには、地域間連携を促すことをめざします。

取組み内容



- お互いをほめるしくみをつくる
- お互いのよいところを見せ合う場をつくる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
八尾市地域福祉推進基金活用件数	8件 令和元年度 (2019年度)	20件 令和10年度 (2028年度)

1 - (3) 見守り・早期発見のしくみづくり

現状

- 地域が協力して取り組む分野は「高齢者世帯への見守り・支援」が半数を超えている。
⇒高齢者以外への支援の必要性を意識する人が少ない。
- 地域における助け合いや活動の活発化に必要なこととして、「住民相互の交流、つながり」を挙げる人が多い。
⇒気づきやつながりのきっかけがないと活動が活発化しにくい。
- 相談機関につながれた時点で課題が重篤化していることがある。
⇒ちょっとした変化に気づき、つなぐしくみがない。

課題

- 高齢者以外に支援が必要な人がいることを知ってもらう必要がある。
- 地域の交流を増やすことによって、つながりを強化する必要がある。
- 変化に気づいて、早期に支援につなぐ必要がある。

具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める

地域には、高齢者やひとり親世帯、ひきこもりや8050世帯など、さまざまな人や世帯が生活しています。「何かおかしい」と地域のちょっとした変化に気づけることが、地域の中で困りごとを持つ個人やその家族を見つける大きな力となります。

この「気づき」の視点をすべての住民やそこにある企業や商店までもが持てるよう、ちょっとした工夫や学び合いの場をもち、地域の見つける力を養います。

取組み内容



- 八尾市民の「ほっとかれへん」を目覚めさせる
- 「気づき」をレベルアップするための経験をつむ

具体的な取組②

地域の「見つける力」をつなげる

地域の「見つける力」は、一つよりふたつとたくさんつないでいくと、困りごとを持つ個人やその家族を見守るネットワークとなります。また、住民だけでなく、企業や商店など多様な主体がキャッチした「気づき」を、地域福祉活動の担い手、社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターと共有し、高齢者あんしんセンターなどの個別支援の専門職とも共有することによって、的確な支援につながります。

地域で活動する多様な主体の「気づき」による「見つける力」をつないでいくことで、見守りのネットワークをつくり、「誰ひとり取り残さない」地域づくりを行います。

取組み内容



- つなげる「キーパーソン」をつくる
- 見つけたものを気軽に共有するしくみをつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
見守り活動への協力事業者数	701 件 令和元年度 (2019 年度)	750 件 令和 10 年度 (2028 年度)
「災害時要配慮者支援指針」に基づく 同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019 年度)	28 小学校区 令和 10 年度 (2028 年度)



基本目標 2

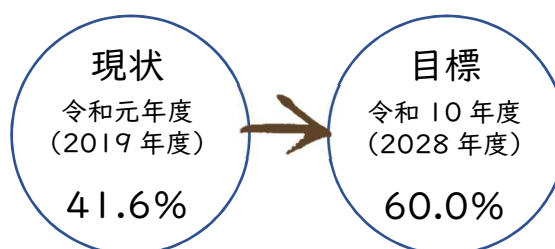
多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

身近な地域で心の通う人間関係を育むことや、一人ひとりが身近な地域を舞台に個性や創造性を発揮しながら役割を担っていくことは、人に安心感を与えるだけでなく、生活の豊かさの幅をひろげることに繋がります。地域に住まう、また、活動するすべての人が、地域を好きになり、しあわせを感じて暮らしていけるよう、3つのおせっかいを実行します。

- ① 市民へのおせっかい 地域の中で、誰ともつながらず、また、つながりを拒否している人や世帯が、自然につながれるしくみをつくります。
- ② 地域へのおせっかい 地域活動のさまざまな形を作り出し、地域活動に参加したいけれど、まだ行動につながっていない潜在的な担い手を行動につなげます。
- ③ 企業等へのおせっかい 地域にある企業、NPO、学校などの多様な主体が持つ強みを福祉に使っていきたくなるようなしかけをつくります。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域活動や市民活動に参加した経験がある
市民の割合（市民意識調査）



2 - (1) 幅広い市民の参加促進

現状

- 地域活動への参加者が固定化している。
⇒活動のマナー化や新たに参加しにくい雰囲気につながる。
- 市民の約半数は地域活動への参加意向があるが、若い人が参加できていない。
⇒きっかけがないため、参加につながらない。
- 「自分に合った時間」「特技を生かせる」「仲間と一緒に」であれば、参加したいと思う人が多い。
⇒自分の都合に合った活動の場や機会がない。
- 近所づきあいの希薄化が進んでいる。
⇒子どもたちが地域のつながりを実感する機会や場が少なくなっている。

課題

- 参加促進に向けた新しいスタイルの交流の場や地域活動が必要である。
- 誰でも気軽に参加できる場や機会づくりが必要である。

具体的な取組① 交流の場、居場所づくり

誰でも気軽に交流できる場があることは、人と人がつながれるきっかけとなります。人と人がつながれば、安心や生きがい生まれ、また、何かをはじめのきっかけにもなります。

すでに地域で実施されているふれあい喫茶などの集いの場に加え、集わなくてもつながれる方法や買い物ついでにつながれる場など、つながり方や場所を増やすことで、あらゆる市民が地域で自分の居場所を見つけ、誰かとつながれることをめざします。

取組み内容



- 「□□」 ついでに立ち寄れる場をつくる
- 「△△」 すぎてワクワクする場をつくる

具体的な取組②

地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）

地域の誰もが気軽に参加できる地域活動の場や思わず参加してしまうような場や機会をひろげます。

福祉関係者の多くが地域活動に「やりがい」や「誇り」を感じていることから、地域活動には、大きな活力や生きがいを生む力があるといえます。さまざまな市民、子どもや若い人が参加しやすい地域活動をはじめ、新たな地域活動の場や機会をつくっていきます。

取組み内容



- 時間にとらわれず活動できる場をつくる
- 「すき」や「とくい」を生かせる活動を増やす
- こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる
- おせっかい応援制度をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域資源マップ登録者件数	326 件 令和元年度 (2019 年度)	400 件 令和 10 年度 (2028 年度)

2 - (2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大

現状

- 高齢化が進むにつれ、地域活動の担い手や後継者の不足が加速化している。
⇒将来の地域活動が維持できなくなる。
- ボランティア活動に今後参加したいという人がいても参加につながっていない。
⇒自分の知識や特技を生かせる場がない。
- 無償で誰かに助けてもらうのは気が引けるが、高額だと頼めないという声がある。
⇒ちょっとしたことを頼む相手がいない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談援助の専門職の高いスキルがないと対応できない。

課題

- 「担い手不足」「後継者不足」の解消に向けた掘り起こしが必要である。
- さまざまなニーズに対応できるよう多様なボランティアを募る必要がある。
- ちょっとした困りごとに対応できる有償のしくみが必要である。
- 専門的な知識やスキルを持つ人材を育成する必要がある。

具体的な取組①

「おせっかい人材」を見つける、育てる

高齢化の進行や、若い世代の地域参加の減少などで減ってきている「おせっかい人材」を増やします。

八尾の地域は、「あの人ほっとかれへんわ」と思ってしまうこの「おせっかい人材」に支えられているため、この人材の減少は、地域福祉に危機的状況をもたらすといっても過言ではありません。さまざまな場や機会を活用し、地域の「おせっかい人材」を見つけ、育てることに取り組みます。

取組み内容



- 「おせっかい達人」の発掘
- 「おせっかい人材」を養成する研修の開催

具体的な取組②

ボランティア団体を地域へつなげる

地域のさまざまな課題解決に、テーマごとに集まって活動しているボランティア団体の活動をつなげていきます。

社協ボランティアセンターが中心となり、地域とのマッチングやさまざまな課題に対応できるボランティア団体の育成や支援を行います。また、ボランティア活動自体についても幅広い市民に知ってもらうため、広報活動にも力を入れ、誰でも気軽に参加でき、活用できるしくみづくりを行います。

取組み内容



- 地域ニーズにそったボランティアを増やす
- ボランティア活動のにぎわいをつくる

具体的な取組③

たすけあい有償活動をひろげる

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進むにつれて、今後“電球の交換”や“買い物代行”など、社会保障制度で対応できない困りごとが一層増えてくると予想されます。普段の暮らしの中のちょっとした困りごとを住民同士で助け合う活動を行うしくみとして、有償による新たな「おせっかい」のしくみをひろげていきます。

取組み内容



- 住民の「困った」と「役立ちたい」をマッチング
- 住民の「とくい」を生かせる有償活動

具体的な取組④ 福祉のプロを育てる

今後、支援を必要とする人の増加や生活課題の複合化・複雑化により、専門的な知識やスキルを持った福祉人材がますます必要となります。

市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応する福祉人材を育成するとともに、キャリアアップのしくみの構築を行います。また、社協をはじめ、他の社会福祉法人やサービス提供事業所等と連携による福祉人材の確保、育成に取り組みます。

取組み内容



- 福祉人材の魅力を伝える
- 専門性を高める研修や職場内教育（OJT）を実施する
- 社協、社会福祉法人やサービス事業所等と一緒に福祉のプロを育てる

具体的な取組①～④に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852人 令和元年度 (2019年度)	2,000人 令和10年度 (2028年度)
市民後見人バンク登録者数	28人 令和元年度 (2019年度)	60人 令和10年度 (2028年度)

2 - (3) 多様な主体との連携強化

現状

- 地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員会などの既存団体の連携ができているところが多い。
⇒地域と福祉関係者との連携はあまりできていない。
- 地域の団体は、企業やNPO、学生との連携が必要だと考えている人が多い。
⇒企業やNPOなどと交流をするきっかけがない。
- 近所づきあいが希薄化する一方で、助け合いを必要と考える人が多い。また、支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒市と社協が強力なタッグを組まなければいけない。

課題

- 企業やNPO、学校などさまざまな主体の連携が必要である。
- 地域と社会福祉法人の連携が必要である。
- 市と社協がともに「おせっかい日本一」の八尾市づくりに取り組む必要がある。

具体的な取組① 企業・NPO・学校等とつながる

地域のさまざまな課題を解決するためには、地域住民だけでなく、各種団体と連携・協力することにより、地域の課題を共有し、解決力を高めることが必要です。

地域と企業、NPO、学校等が日ごろから「顔の見える関係づくり」や「地域の課題の共有」を行い、ともに課題解決を行えるしくみをつくりまします。

取組み内容



- 企業と福祉の接点を地域でつくる
- NPOの強みを地域福祉活動につなげる
- 学校等とのコラボレーション

具体的な取組② 社会福祉法人の活躍の見える化

市内の社会福祉法人が取り組む多様な地域貢献活動について集約し発信することで、他の社会福祉法人の地域貢献活動をひろめていくとともに、地域住民が必要なときに必要な支援・サービスにつながるしくみをつくるなど、社会福祉法人と連携した地域づくりを進めていきます。

取組み内容



- 社会福祉法人の取組の見える化
- 地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる

具体的な取組③ 八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」

本計画の基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一～」を実現するためには、社協との共走が不可欠です。社協が策定する「地域福祉活動計画」の各目標が、地域でくまなく実現できるよう、また、地域で活動するさまざまな人や団体、事業者や機関とともに地域福祉を推進していけるよう、社協の基盤強化を行い、ともにおせっかい日本一をめざします。

取組み内容



- さまざまな場や機会を社協と共有する
- 地域福祉活動計画との一体的な推進

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
地域内のさまざまな主体での会議回数 (高齢者、障がい者、学校園等、保育所 (園)、児童に関する地域内施設等)	41回 令和元年度 (2019年度)	67回 令和10年度 (2028年度)



基本目標3

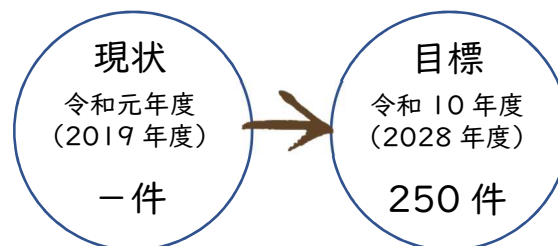
身近な地域で支援が届くしくみづくり

地域には、老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯、8050問題にごみ屋敷、生活困窮、孤立死など、さまざまな地域生活課題が存在しています。それらは、単体であるのではなく、専門性が必要とされる課題が絡み合いながら複雑化・複合化している場合が多い上、地域からの孤立や支援拒否などが支援につながることを妨げ、課題をますます深刻化させています。

このような中で、介護、障がい、児童、生活困窮、医療・保健、権利擁護などの暮らしを支える関係事業の充実を図るとともに、地域で盛んに行われている地域福祉活動と情報を共有し、専門機関等がしっかりとタッグを組んで課題解決に向けて取り組んでいけるよう、課題を抱える人や世帯をまるごと支援する専門職等によるおせっかい体制をつくります。また、これらの課題等に対し、専門職等がスムーズに支援タッグを組めるよう、地域で困りごとにしっかりと向き合い、活動する福祉生活相談支援員等を巻き込みながら、コーディネートする「つなげる支援室」を新たに設置し、誰ひとり取り残さない支援を行います。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

つなげる支援室で支援調整などを行った件数



3 - (1) 地域の権利擁護の推進

現状

- 権利擁護に関する相談窓口の認知度は低い。
⇒制度につながらず、悪質商法や詐欺などの消費者被害が増える。
- 後期高齢者が増えるため、判断能力が十分でない人の支援のニーズは高まる。
⇒成年後見制度への理解が進まないと、適切な支援につながらない人が増える。
- 全国的に高齢者虐待・児童虐待は増加傾向である。
⇒対応が遅れると命に関わる問題になる。また、支援の担い手が不足する。

課題

- 権利擁護に関する事業・制度、窓口の周知が必要である。
- 成年後見制度の利用促進にあたって、「手続きの負担軽減」「制度の周知」「経済的な負担の軽減」「窓口の明確化」を総合的に行う必要がある。
- 虐待防止に向けた早期発見・早期介入・早期対応が必要である。

具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」

地域における DV などの暴力、こどもや高齢者、障がい者への虐待は「ぜったい許さない意識」を高めます。また、地域の「見つける力」と関係機関が連携し、暴力や虐待の早期発見や早期対応のできる体制の強化を図ります。

さらには、DV 被害者や被虐待者が、地域で孤立することがないように、地域で活動する多様な主体による見守り、近隣とコミュニケーションを持ちながら、暴力・虐待を見つけたら、勇気をもって通報できる地域づくりを行います。

取組み内容



- 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める
- 早期発見、早期対応に向けた取組みを行う

具体的な取組②

認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、自分で預貯金などの財産管理、介護サービスの契約などの手続きをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法や詐欺などの消費者被害に遭うおそれもあります。

たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度を多くの人に利用してもらい、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していきます。

取組み内容



- 認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「八尾市成年後見制度利用促進計画」(P42・43)を策定し、取組みを進める。

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
権利擁護に関する相談件数（チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計）	— 令和元年度 (2019年度)	200回 令和10年度 (2028年度)
市民後見人の受任件数	5件 令和元年度 (2019年度)	20件 令和10年度 (2028年度)

3 - (2) 生活困窮者への支援

現状

- 経済的困窮や就労に対する支援ニーズは高い。
⇒ニーズに対する支援や就労・参加の場が不足している。
- 生活困窮者は、必要な医療や介護を受けていないなど、日常生活に幅広く影響が出る。
⇒そのままにしておくとともに問題が複雑化する。
- 地域から孤立している人やひきこもりの人の困窮の実態が分からない。
⇒支援につながらないまま取り残されている可能性がある。

課題

- SOSを見逃さないよう日常生活の中で誰かが見守るしくみが必要である。
- 早期支援につなぐための手立てをとる必要がある。
- 課題が幅広いため、連携して支援につなぐ必要がある。
- 自立に向けた寄り添い型の支援が必要である。

具体的な取組① 誰ひとり取り残さない相談窓口

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、地域には、さまざまな困りごとを抱え、生活に困窮している人や世帯があります。

これらの人や世帯に対し、まずは受け止め、さまざまな機関と連携し、まるごと支援を行っていきます。さらには、支援拒否などの理由により、支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行います。

取組み内容



- どこにもつながらない相談を受け止める
- 早く気づく、早く支援につなげる

具体的な取組② 自立への支援

社会参加をすることは、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけることにつながります。多様な機関との情報共有や、福祉分野以外との連携、さまざまな働き方の周知・啓発などにより、多様な就労の場づくりや社会参加の場づくりを進めます。

取組み内容



- 社会参加の場の開拓や創出
- 就労訓練、就労の場の開拓や創出

具体的な取組③ たくさんの人や支援がつながる

住宅確保、若者支援、こども貧困支援、生活福祉資金貸付制度など、さまざまな機関や制度とつながり、生活困窮者のまるごと支援を行っていきます。また、社協、民生委員・児童委員による訪問や地区福祉委員会による見守りなど、地域福祉活動による支援もあわせて行っています。

取組み内容



- いろんな分野に福祉がつながる
- 地域で気づく、地域で見守る

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合（率）	47.47% 令和元年度 (2019年度)	50%以上 令和10年度 (2028年度)

3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり

現状

- 災害の備え、地域で取り組む重要なこととして、避難方法等を決めておくことが重要と考える市民が多い。
⇒実際は避難指示が発令されても危険だと判断する人が少ない。
- 近所づきあいをほとんどしていない人が半数程度いる。
⇒いざという時に助け合うことができない。
- 地域で災害時に手助けを必要とする人や世帯を把握しておくことが重要と考える福祉関係者は多いが、市民は少ない。
⇒手助けが必要な人を支援する人が不足する可能性がある。

課題

- 自力で避難できない人への実効性のある避難支援が必要である。
- 災害等の緊急時に備え、日ごろからつながりを持つ必要がある。

具体的な取組①

災害時要配慮者への支援づくり

本市では、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的として、令和2年（2020年）3月に「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定しました。

この指針に基づき、「災害時に誰も取り残されることなく、安全な場所に移動・避難すること」をめざし、地域や行政、また福祉事業者等とも連携しながら個別避難計画の策定に取り組みます。また、福祉避難所の役割と機能を整理し、その充実に取り組みます。

取組み内容



- 「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」の周知と、それを活用した実効性のある避難支援
- 誰ひとり取り残さないための実態把握
- 福祉避難所の充実

具体的な取組②

発災時に備えた日ごろからのつながりづくり

地域における住民間の関係づくりは、地域で主体的なまちづくりにおいて特に重要になります。その関係性は、災害時の避難支援においても有効であることから、地域コミュニティの充実につながるよう、社協と連携して、地域による同意者リストを活用した取組を支援します。

取組み内容



- 同意者リストの地域での活用

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019年度)	28 小学校区 令和10年度 (2028年度)

3 - (4) 支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり

現状

- 福祉の相談窓口・サービスの情報を入手できていない人が7割にのぼる。
⇒近所づきあいの浅い人、情報が得られていない人は相談相手がいない。
- 身近な相談窓口の充実を求める市民が多い。
⇒どこに行っても支援につながるしくみになっていない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談機関が連携しないと支援できない。
- 困難ケースの対応の際の課題は、「リーダーシップをとる機関がなく、役割分担ができない」が最も多い。
⇒現在はリーダーシップをとる組織が存在しない。

課題

- 市民がどこに相談をしても必要な支援につながる相談体制の構築が必要である。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた人に対応するために相談機関のコーディネート機能が必要である。

具体的な取組①

断らない相談支援体制づくり

市民がどこに相談しても、必要な支援につながるよう、高齢者、障がい者、こども、健康、人権、消費などのさまざまな相談窓口がしっかり相談を受け止めます。

加えて、分野別の枠組みに収まらないような内容については、生活困窮相談窓口が受け止め、誰ひとり取り残さない体制をつくります。

さらには、介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化、複合化した課題を抱えた人や世帯については、「つなげる支援室」がコーディネートを行い、関係機関で連携して支えるしくみづくりを行います。

取組み内容



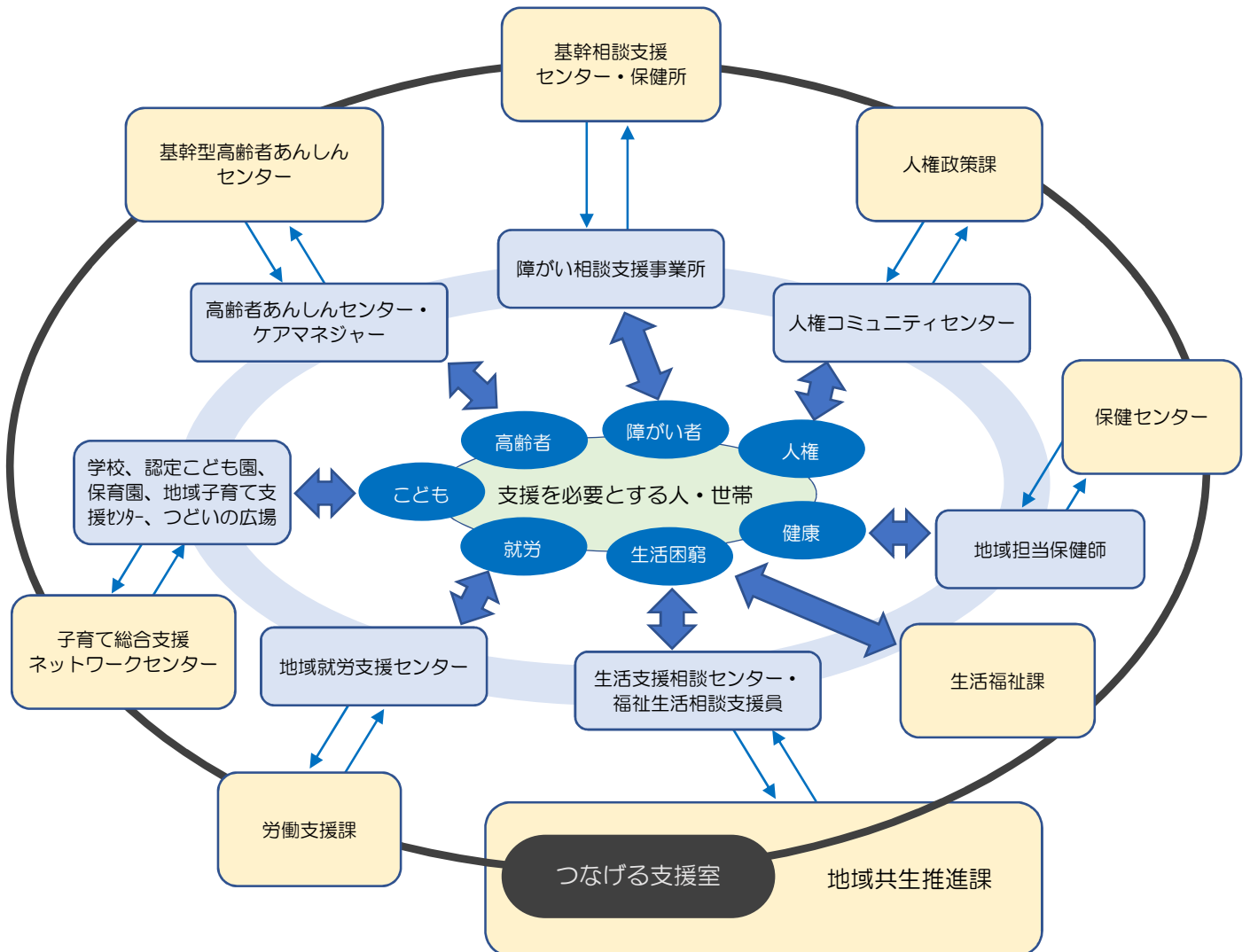
- 「つなげる支援室」が、ケースにあわせた支援チームをつくる
- 支援機関がスムーズに連携できる個人情報の管理や共有ルールをつくる
- さまざまな分野が支援に加わる場や機会をつくる
- ちょっとした変化や異変に「気づける」市役所をつくる
- 困難なケースにもしっかりと向き合い支援できる専門職をつくる

具体的な取組に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組等の進捗を計るための指標

	現状	目標
つなげる支援室で支援調整などを行った件数	— 令和元年度 (2019年度)	250件 令和10年度 (2028年度)

八尾市版 断らない相談支援体制



つなげる支援室の役割

高齢者の相談



障がい者の相談



こどもの相談



これまでどおりそれぞれの窓口でしっかりと対応していきます。

しかし…

たくさんの課題を抱えている家族など、相談支援につながりにくい場合があります。例えば、3世代同居の家族それぞれが何らかの問題を抱えているようなケースや、一人の人が疾患や困窮、セルフネグレクトなどの複数の問題を抱えているような複雑なケースは一つの相談支援機関では解決がしにくいです。

そのため

複合的な課題を抱える対象者を支援するための組織をつくります。



地域共生推進課 つなげる支援室

- 必要な関係者に声をかけて支援をうながします。
- 関係者が集まって話し合う場を持ちます。
- 支援が続くようにサポートします。
- 関係者へ助言を行い、スキルアップを支援します。

八尾市成年後見制度利用促進計画

～認知症になっても、障がいがあっても自分らしく～

成年後見制度は、たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人の権利と財産を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していく制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちをめざすため、「八尾市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

<< 取組み内容 >>

○ 広める

→誰もが、必要な制度を適切に利用することができるよう、また、早期に発見、早期支援につながるよう、さまざまな方法で制度の内容を発信します。

○ 学ぶ

→成年後見制度による支援が進むよう、研修、講座などを通じて、関係機関とともに制度について学びます。

○ 支援がつながる

→八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関に、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所などの関係機関がつながり、必要な支援が行えるよう協力する体制づくりを「ほっとかれへんネットワーク」（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）において行います。

○ 自分らしく暮らせる

→市民の目線で本人に寄り添い、後見活動を行う、まさに八尾の「おせっかい」が集結した「市民後見人」の活躍の場を増やしていきます。

○ 申立てを支援する

→申立てできる親族がいない人には、市長による申立てを活用します。
また、本人や親族からの申立ての相談に対して支援を行います。

○ 暮らしを守る

→日常生活自立支援事業や法人後見など、本人の権利と財産を守る制度やサービスを実施し、本人を悪質商法などの消費者被害から守ります。

○ 個人が尊重される

→成年後見人等がついていても、本人の意思決定が適切に支援されるしくみをつくります。

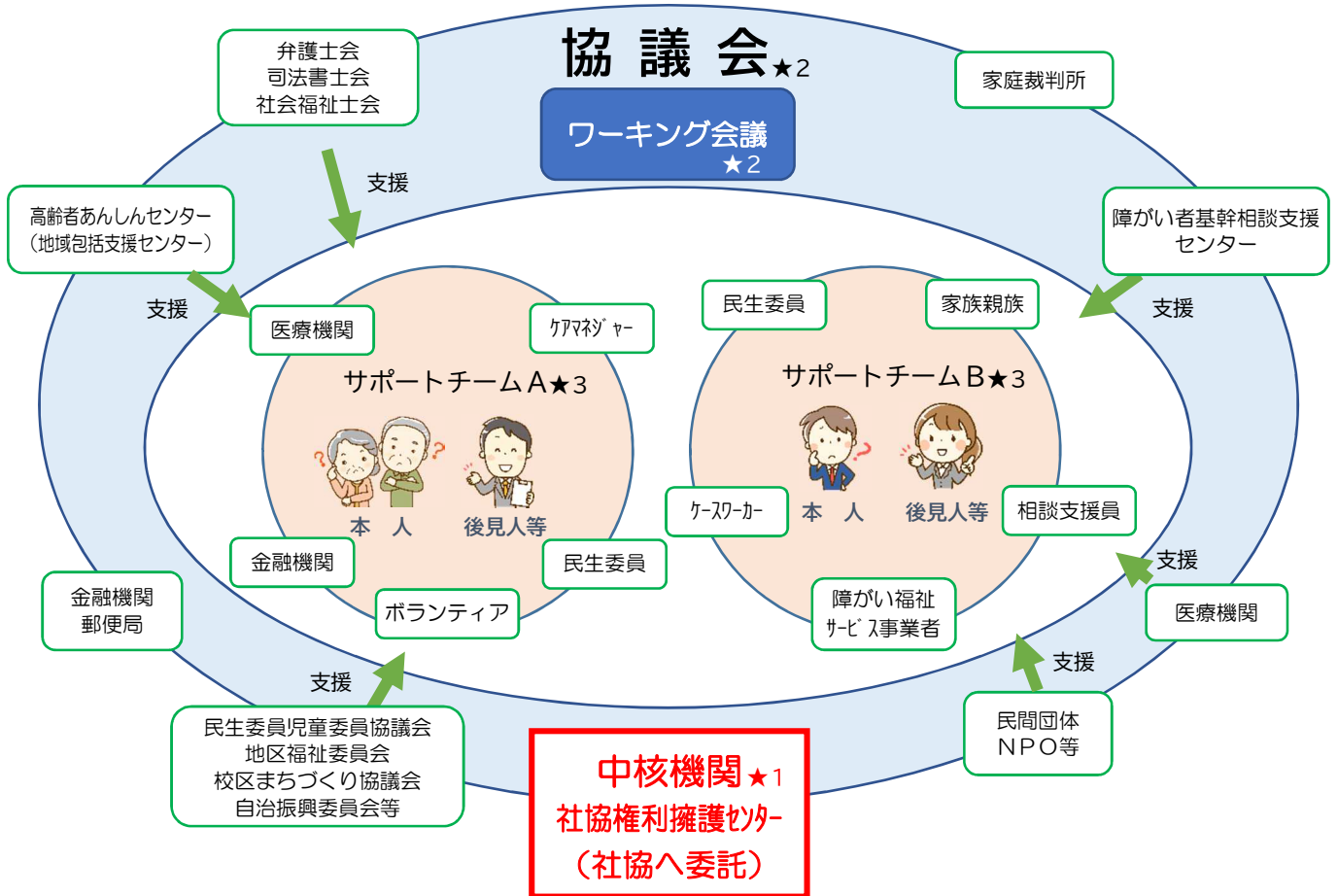
<< 八尾市社会福祉協議会権利擁護センター（ほっとネット） >>

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、安心して暮らせるように、日常生活自立支援事業などのサービスや各種制度を総合的に推進する八尾市における権利擁護支援の中心となる機関。「ほっとかれへんネットワーク」の「司令塔」としての役割も担う。

※「ほっとネット」は八尾市社会福祉協議会権利擁護センターの愛称です。

ほっとかれへんネットワーク★₁体系図

(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)



《ほっとかれへんネットワーク》★₁

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に必要な支援をみんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみで、5つの役割を持ちます。また、中核機関がその事務局を担います。

5つの役割

- ①**広報**
必要な人に支援が届くように制度の周知を図ります。
- ②**相談**
さまざまな機関と連携し、相談者に応じ必要な支援につなげる相談を行います。
- ③**成年後見制度利用促進**
受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、他制度からのスムーズな移行を行います。
- ④**後見人支援**
「後見人をひとりにしない」サポートを行います。
- ⑤**不正防止**
本人の財産と権利を守るために不正の発生やトラブルを未然に防ぎます。

《協議会・ワーキング会議》★₂

【協議会】

法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携し、権利擁護支援の課題解決のためのしくみづくりや「サポートチーム」への支援を行います。

【ワーキング会議】

実務担当者で構成された八尾市オリジナルの組織です。ネットワークの取組みが、より効果的になるよう以下の取組を行います。

- ①新規事業の提案
- ②支援の状況の報告・ケース検討
- ③現場の声を事業等に反映する
- ④先進都市との交流

《サポートチーム》★₃

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制です。

他分野の計画などと連動する項目

本計画は、国が示す「地域福祉計画策定ガイドラインに基づく市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえて、他の計画などとの連動を図ります。

本計画は福祉における上位計画として、多分野に共通する課題に対する方向性を示しており、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康増進などについては、以下に記載した個別の計画において詳細に施策や取組を示しています。今後、各計画の実施において、本計画の基本理念や方向性などとの整合を図るとともに、関係者間で地域福祉の視点での連携を図ることで、本市の地域福祉を推進していきます。

また、今後新たな計画を策定する場合においても、本計画の内容や、国・大阪府などの動向を踏まえたものとしします。

	計画の名称と概要
1	八尾市総合計画 【概要】 将来における八尾市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位計画。
2	八尾市多文化共生推進計画 【概要】 外国人市民を含めた地域住民がともに地域のまちづくりに参画することで、多文化のつながりを地域の強み・地域の元気の源としていき、いきいきとした八尾市のまちづくりをめざしていく。
3	八尾市こどもいきいき未来計画 【概要】 未来に無限の夢を持った次代の社会を担うこどもが、安全に安心していきいきと育つことができ、また親も八尾市でこどもを生き育てて良かった、八尾市に住んで良かったと実感できるまちになることをめざす。
4	八尾市教育振興基本計画 【概要】 これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に推進する計画。学校、家庭、地域が連携・協働し、市民一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾市の未来を切り拓いていくことをめざす。
5	八尾市地域防災計画 【概要】 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するための計画。防災関係機関が協力して防災対策の推進を図ることで、市民の生命、身体、財産を災害から保護することをめざす。
6	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要】 高齢者保健福祉に関する施策や介護保険事業の基となる計画。進展する超高齢社会において、支援や介護を必要とする高齢者を社会全体で支えていくための取組を進めていく。

	計画の名称と概要
7	<p>八尾市障がい者基本計画</p> <p>【概要】障がい者施策に関する基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための取組みの方向性を示す。障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現をめざす。</p>
8	<p>八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画</p> <p>【概要】障がい者及び障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と見込量確保のための方策を示す。</p>
9	<p>八尾市住宅マスタープラン</p> <p>【概要】住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、住まい・まちづくりに関して、地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のために策定し、住みたい・住み続けたい良質な住まいづくりをめざす。</p>
10	<p>八尾市人権教育・啓発プラン</p> <p>【概要】市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権に配慮した行動がとれるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていく。</p>
11	<p>八尾市自殺対策推進計画</p> <p>【概要】本計画は、歴史や自然、文化、産業などの多彩な地域特性と河内の気質のあらわれともいえる「ほっとかれへん」という八尾市の良さを最大限に生かし、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取組みを包括的に推進する。</p>
12	<p>八尾市都市計画マスタープラン</p> <p>【概要】将来の八尾市がめざす都市の姿や、都市計画決定・変更など都市計画に関する基本的な方針を示す。</p>
13	<p>(仮称) 八尾市地域公共交通計画</p> <p>【概要】公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、市民、交通事業者、行政の役割を定める。</p>
14	<p>八尾市地域就労支援基本計画</p> <p>【概要】就労困難者等に焦点をあて、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、さまざまな事業や施策を活用して、雇用・就労の実現をめざす。</p>
15	<p>八尾市はつらつプラン～男女共同参画基本計画～</p> <p>【概要】職場、家庭、地域などのあらゆる場で、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き活きと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、取組の推進により、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会の実現をめざす。</p>

	計画の名称と概要
16	<p>健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画</p> <p>【概要】健康づくりの取組みを、市全体で効果的に推進するための計画。生活習慣や社会環境の改善を通して、すべての市民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現をめざす。</p>
17	<p>八尾市災害時要配慮者支援指針</p> <p>【概要】これまでの八尾市の取り組みにおける課題や、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取り組みの実効性を高めることを目的とした指針。</p>